

## 八潮市自治基本条例検証の基本的な進め方（案）

### 1 自治基本条例検証の趣旨

平成23年7月1日に施行した「八潮市自治基本条例」には、4年を超えない期間ごとに条例の各条項を検証しなければならないと規定しているため、今回で4回目となる検証を、令和9年3月末までに実施するものです。

（第1回：平成26年度、第2回：平成30年度、第3回：令和4年度）

### 2 検証の取組み

「八潮市自治基本条例 庁内検証結果（令和7年度実施）」等を参考に、5回程度の会議において各条項の検証及び答申案の検討を行います。

また、併せて、各章それぞれの条文の逐条説明書の修正の必要性等についても検討を行います。

### 3 検証対象

前文を含め全ての条文とします。

### 4 検証の視点

下記の視点及び社会情勢の変化を踏まえ「自治基本条例に基づいて市政運営（市の方針や各課の事業等）が行われているか」について検証を行うものです。

- ①自治基本条例に基づいた取組み（制度の運用・事業の実施）がされているか。
- ②自治基本条例の各条項が社会情勢の変化に適合したものになっているか。
- ③庁内検証結果以外に社会情勢の変化はないか。
- ④自治基本条例は、市民・市議会・行政にとって有益なものとなっているか。

### 5 社会情勢の変化

- ①安全・安心意識の更なる高まり（大規模自然災害への備えなど）
- ②少子高齢化・核家族化の進展（8050問題、ヤングケアラー、地域コミュニティの希薄化など）
- ③環境への配慮（SDGs・カーボンニュートラルへの対応など）
- ④更なる参画・協働の促進（情報提供・収集手段の多様化など）
- ⑤市民ニーズの多様化・複雑化（デジタル化、介護・子育て支援など）

## 6 運用に関する意見（答申）の取扱い

自治基本条例検証委員会からあった自治基本条例の運用に関する意見（答申）を庁内で検討し、必要な措置を講じるとともに、条例の改正が必要な場合は、パブリックコメントを実施の上、市議会に改正案を提案します。

なお、改正案については、自治基本条例検証委員会に報告します。

### 【参考】八潮市自治基本条例

条例の検証及び見直し

- 第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会情勢に適合したものであるかどうかを検証しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による検証に当たっては、市民を中心とした委員会を設置し、広く市民の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、検証の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。